令和８年（フ）第１４５号
山口県山陽小野田市大字津布田2633番地13
エメラルドマンション102号
債務者　吉川　優希（旧姓池田）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第３７５号
和歌山市禰宜1241番地１　ハイツ千旦　Ｂ－７
債務者　土井工業こと　土井　健也
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止

令和７年（フ）第１０２４号
仙台市青葉区中央三丁目１番24号荘銀ビル５階
破産者　特定非営利活動法人留学支援協会
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１４０８号
仙台市宮城野区新田三丁目19番30号　小鶴参番館106号室
破産者　株式会社プロジェクト・ゼロ
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３７号
群馬県高崎市上大類町488番地１
破産者　株式会社塗藤
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第８４号
群馬県高崎市宮沢町1652番地
破産者　株式会社幸和電産
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和５年（フ）第１１９６号
埼玉県川口市芝新町４番12号
破産者　株式会社カクイホーム
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５３５号
埼玉県上尾市大字上尾下931番地１
破産者　新生運輸倉庫有限会社
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６０１号
埼玉県川口市青木一丁目８番５号
破産者　株式会社読売シリウス
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６０２号
埼玉県川口市青木一丁目８番５号
破産者　株式会社読売ポラリス
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２３５０号
東京都渋谷区広尾１丁目１－35　マンション広尾台107号
破産者　株式会社メンヘラテクノロジー
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８１６号
静岡県島田市島912番地１
破産者　株式会社リプラス
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２０４号
愛知県豊橋市三ツ相町208番地
破産者　株式会社シーエスマインド
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３０７４号
大阪市中央区道修町２丁目１番10号Ｔ・Ｍ・Ｂ道修町ビル３階
破産者　株式会社共生ジャパン
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３７号
大阪市北区天神橋４丁目８番21号天満ＫＹビル602号室
破産者　株式会社アラウンドライフ
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３８号
大阪市北区天神橋４丁目８番21号天満ＫＹビル602号室
破産者　株式会社ヴァーナル関西
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５６号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜524番地３，３階
破産者　株式会社ＴＥＡＭ　ＧＡＮＢＡＲＵ
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第５２３号
山形市東青田四丁目12番５号
破産者　株式会社ＷＩＬＤＳＰＯＯＮ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４４５号
群馬県前橋市西片貝町二丁目342番地１
破産者　有限会社食菜工房ずいえん
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１０４３号
東京都多摩市中沢二丁目20番地６号104
破産者　株式会社オデッサ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部